

江戸川区アスベスト調査費助成金交付要綱

平成17年10月20日区長決裁05環境起第410号

最終改正 令和7年3月21日区長決裁24環環記第979号

(目的)

第1条 この要綱は、江戸川区内に建築物を有する者に対し、予算の範囲内でアスベスト（石綿）調査費用の一部を助成することにより、江戸川区民の生活環境の改善を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物であって、室内又は屋外にアスベストを含有している疑いのある吹付け材、断熱材、保温材又は耐火被覆材（以下「吹付け材等」という。）を有するものをいう。

(2) アスベスト調査 別に定める調査機関が行う調査であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 吹付け材等にアスベストが含まれているか否かの調査

イ 吹付け材等に含まれているアスベスト含有量の調査

ウ 吹付け材等を有する建築物内の空気中のアスベスト濃度の調査

(対象者)

第3条 この要綱において、助成金交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 建築物を所有する者。ただし、当該建築物を複数の者で所有している場合は、法人又は個人にかかわらずその代表の者とする。

(2) 建築物の使用又は管理を行っている者であって、アスベスト調査を行うことについて、当該建築物を所有する者から承諾を受けているもの

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は建築物1棟につき、調査機関に支払った費用の2分の1の額とし、10万円を限度とする。

2 既に助成金の交付を受けた者が新たに調査機関に依頼した調査に係る交付額は、調査機関に支払った費用の2分の1の額とし、10万円から既交付額を控除した額を限度とする。

3 前2項の規定にかかわらず、区長が特に認める場合に限り、区長が適当と認める額を交付することができる。

4 前3項に規定する助成金の額に1,000円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てた額とする。

(交付の申請等)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第1号様式による申請書に、次の各号に掲げる書類を添付し、区長に申請するものとする。

(1) 調査機関からの請求書及び領収書等その支払いが確認できるものの写し

(2) 実施したアスベスト調査結果の写し

(3) 調査した吹付け材等の使用箇所等の現場写真

(4) アスベスト調査結果等を区のアスベスト対策の資料に使用することに同意すること等を記載した第2号様式による承諾書

(5) その他区長が必要と認めた書類

2 申請者が、電子情報処理組織（江戸川区の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して申請したときは、前項の規定による申請書の提出がされたものとみなす。

3 前項に規定する申請は、申請者の使用に係る電子計算機であって江戸川区長に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年12月江戸川区規則第67号）第4条第1項各号に掲げる機能を有するものにより、第1項各号に規定する書類のほか、申請者及び建築物の所有者（申請者と建築物の所有者が異なる場合に限る。）の本人確認書類を添付するものとする。

（交付の決定等）

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付の決定をするものとする。

2 区長は、交付の決定に当たって、その目的の達成に必要ながあると認めるときは、条件を付すことができる。

3 区長は、交付の決定をしたときは、速やかに第3号様式による通知書により、申請者に通知するものとする。

（交付）

第7条 区長は、前条第1項の規定により助成金の交付を決定したときは、当該決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が指定する口座に助成金を振り込むものとする。

（決定の取消し）

第8条 区長は、第6条の決定に当たって付した条件若しくはこの要綱の規定に反し、又は交付決定者が虚偽その他の不正な方法によって助成金の交付を受けたときは、交付の決定を取り消すことができる。

2 区長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、その旨を第5号様式による通知書により通知するものとする。

（助成金の返還）

第9条 区長は、前条の規定により交付の決定を取り消したときは、期限を定めて助成金の返還をさせることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めのない事項については、江戸川区補助金等交付規則（昭和42年3月江戸川区規則第3号）に定めるところによる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年10月20日から施行し、同年4月1日以後に本要綱に定めるアスベスト調査を行った者から適用する。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（特定期間内における吹付け材等の特例）

2 平成29年5月30日から令和3年3月31日の間に使用された吹付け材等に関するアスベスト

調査においては、改正後の第2条第1号中「吹付け材、断熱材、保温材又は耐火被覆材（以下「吹付け材等」という。）」とあるのは、「吹付け材、断熱材、保温材、耐火被覆材又は建築用仕上塗材（以下「吹付け材等」という。）」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式 （別紙のとおり改める。）